

(付表)

令和4年度

不納欠損額の内訳

厚生労働省所管
労働保険特別会計（徴収勘定）

（単位：百万円）

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	6	0	37,263	2,073	37,269	2,074	保険料債権 1,731
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	223	3	4,069	546	4,292	549	保険料債権 443
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	1	0	66	9	67	9	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	36	4	36	4	保険料債権 4
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	1	0	30	4	31	4	保険料債権 4
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

令和5年度

不納欠損額の内訳

厚生労働省所管
労働保険特別会計（徴収勘定）

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	4	0	36,296	1,795	36,300	1,795	保険料債権 1,512
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	339	5	5,004	531	5,343	536	保険料債権 465
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	7	0	40	11	47	11	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	4	0	40	11	44	11	保険料債権 5
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	3	0	-	-	3	0	保険料債権 0
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

令和6年度

不納欠損額の内訳

厚生労働省所管
労働保険特別会計（徴収勘定）

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	10	1	10	1	保険料債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	8	0	49,929	2,512	49,937	2,513	保険料債権 1,349
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	373	9	6,873	893	7,246	903	保険料債権 556
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	4	0	36	2	40	3	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	2	0	5	0	7	0	保険料債権 0
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	2	0	31	2	33	2	保険料債権 1,349
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	